

## 草津市営住宅家賃改定審議会の設置目的

### 1 目的

草津市営住宅家賃改定審議会は、地方自治法に規定する市の附属機関であり、市営住宅の家賃の改定にあたり、適正な家賃について、調査、審議するために設置するものです。

### 2 審議会の担任事務

市営住宅家賃の改定に関し必要な事項についての調査審議に関する事務

○草津市附属機関設置条例（抜粋）

(附属機関の設置およびその担任する事務)

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

(組織)

第3条 附属機関の委員の定数は、別表第1、別表第2、別表第3および別表第4の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関が担任する事務のうち、特定または専門の事項について調査審議等をするため、当該附属機関の委員で構成する分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

別表第1(第2条第1項、第3条第1項関係)

名称	担任事務	定数
草津市営住宅家賃改定審議会	市営住宅の家賃の改定に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	15人以内

### 3 委員構成等

別紙「草津市営住宅家賃改定審議会委員名簿」のとおり

#### ○草津市附屬機関運営規則（抜粋）

##### (委員)

第2条 附屬機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

##### 別表第1(第2条、第10条関係)

附屬機関の名称	委員資格者	所属
草津市営住宅家 賃改定審議会	(1)学識経験を有する者 (2)公募市民 (3)関係する団体から選出された者 (4)その他市長が必要と認める者	建設部住宅課

##### (委員長等)

第4条 附屬機関に委員長および副委員長を置く。

2 前項の規定は、委員長の名称に会長その他これに類する名称を、副委員長の名称に副会長その他これに類する名称を用いることを妨げるものではない。

3 委員長(会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ。)および副委員長(副会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ)は、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、附屬機関を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長および副委員長とともに事故があるときまたは委員長および副委員長がともに欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7 別表第3に掲げる附屬機関の委員長および副委員長は、第3項の規定にかかわらず、それぞれ同表の委員長および副委員長の欄に掲げる者をもって充てる。

##### (附屬機関の会議)

第5条 附屬機関の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長、副委員長および前条第5項により指名された委員の全てが不在の場合は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

##### (定足数および議決の方法)

第6条 附屬機関の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## 4 設置期間

平成30年7月1日から答申日（平成31年1月頃予定）まで

○草津市附属機関運営規則（抜粋）

(任期)

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表の任期の欄に掲げるとおりとする。

別表第2(第3条第2項関係)

附属機関の名称	任期
草津市営住宅家賃改定審議会	委嘱の日から家賃改定案を市長に答申する日まで

